

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成21年3月31日法律第8号改正）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 小笠原諸島振興開発計画等（第三条—第十条）
- 第三章 小笠原諸島振興開発審議会（第十一条・第十二条）
- 第四章 雜則（第十三条—第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 小笠原諸島振興開発計画等（第三条—第十条）
- 第三章 小笠原諸島振興開発審議会（第十一条・第十二条）
- 第四章 雜則（第十三条—第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

旧

第二条 この法律において「小笠原諸島」とは、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和四十三年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをいう。

第二章 小笠原諸島振興開発計画等

（基本方針）

第三条 國土交通大臣は、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向に関する事項
- 二 土地（公有水面を含む。以下同じ。）の利用に関する基本的な事項
- 三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する基本的な事項
- 四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

五 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する基本的な事項

六 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項

七 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

第二条 この法律において「小笠原諸島」とは、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和四十三年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをいう。

第二章 小笠原諸島振興開発計画等

（基本方針）

第三条 國土交通大臣は、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向に関する事項
- 二 土地（公有水面を含む。以下同じ。）の利用に関する基本的な事項
- 三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する基本的な事項
- 四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

五 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する基本的な事項

六 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項

七 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項

八 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

九 観光の開発に関する基本的な事項

十 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

十一 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項

八 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

九 観光の開発に関する基本的な事項

十 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

十一 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項

十二 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法

(平成十年法律第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下単に「特定非営利活動法人」という。)その他の関係者間に
おける連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十三 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進

及び小笠原諸島の振興開発に関する基本的な事項

3 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、
海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担つてることにか
んがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進
に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるも
のとする。

4 基本方針は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成さ
れるような内容のものでなければならない。

5 國土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、小
笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議
しなければならない。

6 國土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表し
なければならない。

十二 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進

及び小笠原諸島の振興開発に関する基本的な事項

3 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、
海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担つてることにか
んがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進
に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるも
のとする。

4 基本方針は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成さ
れるような内容のものでなければならない。

5 國土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、小
笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議
しなければならない。

6 國土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表し
なければならない。

7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(振興開発計画)

第四条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地の利用に関する事項

二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

五 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育及び文化の振興に関する事項

八 観光の開発に関する事項

九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

十一 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する必要な事項

3 振興開発計画は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として

7 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(振興開発計画)

第四条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地の利用に関する事項

二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

五 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

六 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

七 教育及び文化の振興に関する事項

八 観光の開発に関する事項

九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

十 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

十一 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項

十二 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する必要な事項

3 振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達

達成されるような内容のものでなければならない。

4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

5 東京都は、小笠原村から前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

6 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

第五条 削除

(特別の助成)

第六条 国は、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の者に対し、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部

成されるような内容のものでなければならない。

4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

5 東京都は、小笠原村から前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

6 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

第五条 削除

(特別の助成)

第六条 国は、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の者に対し、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部

又は一部を負担し、又は補助することができる。

2 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

又は一部を負担し、又は補助することができる。

2 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

第七条 国は、前条に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

（経理の分別）

第八条 前二条に規定する事業に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならない。

（経理の分別）

第七条 国は、前条に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

第八条 前二条に規定する事業に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならない。

（地方債についての配慮）

第八条の二 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資

（地方債についての配慮）

第八条の二 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資

金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(土地改良法の特例)

第九条 小笠原諸島において行なわれる土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることができる。

(農用地開発のための交換分合)

第十条 都は、振興開発計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地（政令で定めるものを除く。）につき交換分合計画を定め、当該土地に関する権利の交換分合を行うことができる。

2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）第十三条第七項に規定する特別賃借権に代わるものとして設定された賃借権は、同法の規定の適用については、同項の特別賃借権とみなす。

3 土地改良法第一百条の二から第百八条まで、第百十三条、第百十三条の三から第百十五条まで、第百二十三条その他同法の交換分合に関する規定は、第一項の交換分合に関する準用する。

4 第一項の交換分合に関する規定は、前項において準用する土地改良法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(土地改良法の特例)

第九条 小笠原諸島において行なわれる土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることができる。

(農用地開発のための交換分合)

第十条 都は、振興開発計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地（政令で定めるものを除く。）につき交換分合計画を定め、当該土地に関する権利の交換分合を行うことができる。

2 前項の規定による交換分合により、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）第十三条第七項に規定する特別賃借権に代わるものとして設定された賃借権は、同法の規定の適用については、同項の特別賃借権とみなす。

3 土地改良法第一百条の二から第百八条まで、第百十三条、第百十三条の三から第百十五条まで、第百二十三条その他同法の交換分合に関する規定は、第一項の交換分合に関する準用する。

4 第一項の交換分合に関する規定は、前項において準用する土地改良法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(小笠原諸島振興開発審議会)

第十一条 国土交通大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関し重要な事項を調査審議するため、国土交通省に、小笠原諸島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

第十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者並びに関係地方公共団体の長及び議会の議長のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

(小笠原諸島振興開発審議会)

第十一条 国土交通大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関し重要な事項を調査審議するため、国土交通省に、小笠原諸島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

第十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者並びに関係地方公共団体の長及び議会の議長のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(国有財産の譲与等)

第十三条 国は、関係地方公共団体が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）その他の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(交通の確保等についての配慮)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(国有財産の譲与等)

第十三条 国は、関係地方公共団体が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）その他の法令の規定による場合を除くほか、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体に対して、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(交通の確保等についての配慮)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実に特別の配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業の振興についての配慮)

第十三条の四 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(医療の充実についての配慮)

第十三条の五 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、医療機関の協力体制の整備等により小笠原諸島における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(医療の充実についての配慮)

第十三条の五 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、医療機関の協力体制の整備等により小笠原諸島における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地域間交流の促進についての配慮)

第十三条の六 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性があることにかんがみ、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮を

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第十三条の六 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業の振興についての配慮)

第十三条の六 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性があることにかんがみ、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮を

するものとする。

(人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成並びに小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における緊密な連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

(資金についての配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、帰島した旧島民の生活の再建のため必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとする。

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第十五条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用さ

するものとする。

(人材の育成についての配慮)

第十三条の七 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成について適切な配慮をするものとする。

(資金についての配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、帰島した旧島民の生活の再建のため必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとする。

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第十五条 国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用さ

れる場合を含む。) 若しくは同法第三十二条又は所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額(一)とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除した金額(一)とする。

二 租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額(一)とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円(短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額)を控除した金額(一)とする。

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から千五百万円(当該残額に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額(一)とする。

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から千五百万円(当該残額に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額(一)とする。

四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から千五百万円(当該譲渡益に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額)を控除した金額とする。

2 前項の場合において、帰島者の有する資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて千五百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

れる場合を含む。) 若しくは同法第三十二条又は所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額(一)とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)を控除した金額(一)とする。

二 租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額(一)とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円(短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額)を控除した金額(一)とする。

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から千五百万円(当該残額に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額(一)とする。

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から千五百万円(当該残額に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額)を控除した金額(一)とする。

四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から千五百万円(当該譲渡益に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額)を控除した金額とする。

2 前項の場合において、帰島者の有する資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて千五百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

3 前二項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、帰島者に該当する旨の財務省令で定める証明書を添付しない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類及び財務省令で定める証明書の提出があつたときは、この限りでない。

5 第三項において準用する第一項の規定を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当したこととなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべ

3 前二項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、帰島者に該当する旨の財務省令で定める証明書を添付しない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類及び財務省令で定める証明書の提出があつたときは、この限りでない。

5 第三項において準用する第一項の規定を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当したこととなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべ

きであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7 租税特別措置法第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第五項」と読み替えるものとする。

(帰島に伴う不動産取得税の課税の特例)

第十六条 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該譲渡した不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていないときは、政令で定めるところにより、東京都知事が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に達するまでの金額を価格（同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。）から控除するものとする。

2 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島（小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住することをいう。以下この項において同じ。）をしたもの又はその一般承継人が、小笠原諸

きであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

7 租税特別措置法第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第五項」と読み替えるものとする。

(帰島に伴う不動産取得税の課税の特例)

第十六条 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から二年以内に小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡した不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該譲渡した不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていないときは、政令で定めるところにより、東京都知事が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に達するまでの金額を価格（同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。）から控除するものとする。

2 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島（小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住することをいう。以下この項において同じ。）をしたもの又はその一般承継人が、小笠原諸

島の地域への移住に伴い小笠原諸島の地域において当該家屋と同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

(土地の利用についての配慮)

第十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の地域のうち土地の利用について振興開発計画の定めのある区域において、土地をその用に供する必要のある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体以外の者で、前項に規定する区域において土地をその用に供する必要のある事業を実施しようとするものは、当該事業の実施により振興開発計画において定める土地の利用が損なわれないよう配慮しなければならない。

(助言、勧告又は指揮監督)

第十八条 国土交通大臣は、振興開発計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する関係地方公共団体に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督する。

島の地域への移住に伴い小笠原諸島の地域において当該家屋と同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定によるほか、その者に係る離島前の家屋の価額として政令で定める額に達するまでの金額を価格から控除するものとする。

(土地の利用についての配慮)

第十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の地域のうち土地の利用について振興開発計画の定めのある区域において、土地をその用に供する必要のある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体以外の者で、前項に規定する区域において土地をその用に供する必要のある事業を実施しようとするものは、当該事業の実施により振興開発計画において定める土地の利用が損なわれないよう配慮しなければならない。

(助言、勧告又は指揮監督)

第十八条 国土交通大臣は、振興開発計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する関係地方公共団体に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督する。

2 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する村に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、教育及び文化の振興に関する事業（関係法令の規定により都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。）の実施に関する助言若しくは勧告又は指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ都の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣の関係法令の規定による助言若しくは勧告若しくは指揮監督又は都の教育委員会の関係法令の規定による助言若しくは勧告の権限を妨げるものではない。

（権限の委任）

第十九条 國土交通大臣は、前条第一項の規定に基づく総合調整、助言及び勧告並びに指揮監督の権限の一部を小笠原総合事務所の長に委任することができる。

（振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管）

第二十条 振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する國の事務は、國土交通省において掌理する。

（離島振興法の適用除外）

第二十一条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）は、小笠原諸島の地域については適用しない。

2 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する村に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、教育及び文化の振興に関する事業（関係法令の規定により都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。）の実施に関する助言若しくは勧告又は指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ都の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣の関係法令の規定による助言若しくは勧告若しくは指揮監督又は都の教育委員会の関係法令の規定による助言若しくは勧告の権限を妨げるものではない。

（権限の委任）

第十九条 國土交通大臣は、前条第一項の規定に基づく総合調整、助言及び勧告並びに指揮監督の権限の一部を小笠原総合事務所の長に委任することができる。

（振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管）

第二十条 振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する國の事務は、國土交通省において掌理する。

（離島振興法の適用除外）

第二十一条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）は、小笠原諸島の地域については適用しない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成二十六年度以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

3 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第十五条の規定を適用する。

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成二十一年度以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

3 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第十五条の規定を適用する。

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原

諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第十六条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(修正基準に係る不動産の価格の決定の特例)
第十六条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第十六条第一項の規定の

諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第十六条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十二条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(修正基準に係る不動産の価格の決定の特例)

5 第十六条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が地方税法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第十六条第一項の規定の

適用については、同項中「三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

- 6 帰島者に係る平成二十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

- 6 帰島者に係る平成二十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例)

- 7 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第十六条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例)

- 7 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第十六条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

適用については、同項中「三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

- 6 帰島者に係る平成二十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

- 6 帰島者に係る平成二十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例)

- 7 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第十六条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。